

嵐は樹を強くする
樹はしっかりと 地下に根を張り
ふきすぶ嵐の中に
歯をくひしびって こらへてみた
1987.1.31.『141年ベスト作品』の選、建物の裏面に響かぬ鼓動

針葉樹

全道庁
渡島支庁支部教宣部
(2)
2018.3.9 No. 415

大間原発対策委員会「学習会」を開催しました。

3月7日(水) 17時45分から4階組合研修室において渡島支庁支部大間原発対策委員会主催の学習会が催され、25名が参加しました。

これまでも同委員会主催の学習会はありましたが、初公判より7年が経過した大間原発訴訟(原告『大間原発訴訟の会』代表竹田とし子氏)の函館地裁判決を来る今月19日に控えるという時期柄、今回は『大間原発訴訟の会』原告団の1人として活躍をされている上田進也氏を招き、原告団に加わった動機や今回の裁判の争点などを中心にわかりやすく説明をしていただきました。

国や電源開発に対する違法性の要点は主に次のようなものです。

- ・大間原発は世界初のフルMOX炉であり世界でもっとも危険が伴う原発である。
(原発建設経験の無い会社が実証実験を経ることなく(!)稼働させようとしている。
なお脱原発先進国ドイツでは実証実験の結果をうけ建設を凍結している…)
- ・3.11後、原子力規制委員会が慌て作成した新基準が国際基準に遠く及ばない。
(旧基準による工事計画認可であるにも建設許可取消しはされていない。)
- ・すぐ近くにある活断層を根拠もなく存在否定。
- ・事故があった際の避難計画は自治体に丸投げ。

約1時間の講話の後、参加者よりの質問意見も多数寄せられました。

参加者から募ったアンケートでは、大変参考になった～事故が起きたら函館も被害を被るので心配～他所の原発も再稼働すべきでない、といった回答がほとんどを占め、中には函館市民の意識の希薄さを心配する意見も寄せられました。

原発に関する費用は運転費用だけをみると確かに安いとされるも、これまでの莫大な公的資金がつぎ込まれていることや、ましてや国土消滅ともいべき福島による賠償額に至っては積算不能との報道を見れば決してそのようなものではなく、加えて経済的なことだけは済まされない問題があるものと考えられます。

「万が一」があってからでは手遅れです。大間原発建設凍結の総意を築きましょう！



田丸支部長の挨拶、司会は船木委員



上田進也氏



学習会の様子

【大間原発訴訟の判決のお知らせ】

・判決日時 3月19日(月)午後3時

・傍聴のお知らせ

裁判の傍聴希望の方は、函館弁護士会館道路向かいの函館パークホテル2階広間にて受付傍聴券の抽選(午後1時30分)、裁判所が一般傍聴の整理券を配付(午後2時)

【大間原発対策委員会からのお知らせ】

参考図書として次の本(新書)を貸し出ししております。

河合弘之著『原発訴訟が社会を変える』

専門的な知識がない方でも読みやすい内容となっております。希望される方はお気軽に支庁支部木村書記(内線4723)までご一報ください。

2018年3月19日(月) 函館地裁判決

大間原発訴訟 勝利判決に向けて (主張と解説)

大間原発訴訟の会・事務局

2018年3月7日(水)

訴訟で勝つには、

相手(被告)側の違法性をあばき、
当方(原告)の正当性を主張する。

『社会通念』を基準にする司法は、正しい世論の動向に……

(1) 訴えの法的根拠

(2) 被告電源開発の違法性

(3) 被告国の違法性

(4) 主な争点

⇒ 私たちの主張

(1) 訴えの法的根拠

原告らは大間原発の建設・稼働により過酷事故が発生した場合に、放射性物質による汚染、被曝により生命、身体、財産及び生活基盤に重大な損害を被る可能性を有する。原告らは、かかる人格権侵害の具体的危険性があることによる妨害予防請求権を有し、大間原発の建設・稼働差し止めを求める適格を有する。

(2) 被告電源開発の違法性

被告電源開発が、安全性に極めて重大な問題のある大間原発を、不十分な安全審査に基づき、設置・運転しようとしている。

(3) 被告国の違法性

1. 経済産業大臣が行った設置許可処分および工事計画認可処分は、極めて不合理な安全審査基準(旧規制基準)における許認可処分であり、取り消すべきところ、これを行っていない。
2. 原子力規制委員会は、極めて不十分な新規基準に基づき大間原発の設置変更申請の安全審査を行うなど、原発による災害を防止するのに必要な措置を講じずに漫然と放置している。
(次の①、②を参照)
 - ① 原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき旧規制基準における大間原発の設置許可処分を自ら取り消し、また自ら建設工事の中止を命ずべきところ、これを行っていない。
 - ② 原子力規制委員会は新規基準自体が国際基準に遠く及ばない安全基準でありこれを改める義務を負っているのに、これを怠っている。

(4) 主な争点

- ①大間原発ABWR(改良型沸騰水型軽水炉)フルMOX炉の危険性、事故の悲惨さ。
- ②新規基準は不合理、国際基準に遠く及ばない安全基準。
- ③大間北方沖活断層(長さ40km以上)とシーム(S-10、S-11)の存在。
- ④火山事象に対する安全性の欠如。
- ⑤深層防護の欠如、第5層避難計画の不十分さ。

1審原告 1,168名

2010年12月から2017年6月30日まで、29回の公判が行われ、来る2018年3月19日の第30回公判(午後3時、開廷予定)において、判決が言い渡されます。

なお、原告の新規募集は、2017年3月末で終了しています。
支援会員は引き続き、募集しております。是非、ご支援をお願いいたします。

(年会費 ¥2,000円、年4回会報発行)

HPのURL <http://oomagenpatsu-soshounokai.org/>